

税理士登録申請予定の皆様へ

東京地方税理士会 登録課

税理士登録申請につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、郵送による申請とさせていただきます。ご不便をおかけいたしますが、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

1. 登録申請書類の請求について

税理士登録申請をされる方は、「登録申請書類一式」が必要ですので下記のとおり郵送にてお取り寄せください。

(1) 神奈川県内に税理士事務所設置予定の方は、

〒220-0022 横浜市西区花咲町4-106 税理士会館7階
東京地方税理士会登録課 (TEL:045-243-0511)

(2) 山梨県内に税理士事務所設置予定の方は、

〒400-0032 甲府市中央2-11-23 山梨県税理士会館
東京地方税理士会山梨県会 (TEL:055-233-1318)

○切手360円分を添えて、次頁の「申請書類申込書」を事務局までお送りください。

(注) 日本税理士会連合会ホームページ・税理士向け情報ページに主な登録申請書類が掲載されておりますが、当該書類は参考として掲載しているため、登録申請書類を申し込む際には、必ず、こちらに登録申請書類一式を請求ください。

また、神奈川県内・山梨県内以外に税理士事務所設置予定の方は、税理士会ごとに登録申請書類一式が異なりますので、設置を予定される区域の税理士会にお問い合わせください。

2. 登録申請受付手順について

原則郵送にて受け付けております。

郵送で送付する際は、下記の点にご注意ください。

(1) 申請書類に記載及び押印漏れがないよう送付前にご確認いただき、申請書類は必ず「**簡易書留又はレターパック**」にて、下記までご送付ください。

○神奈川県内に税理士事務所設置予定の方は、

〒220-0022 横浜市西区花咲町4-106 税理士会館7階
東京地方税理士会登録課

○山梨県内に税理士事務所設置予定の方は、

〒400-0032 甲府市中央2-11-23 山梨県税理士会館
東京地方税理士会山梨県会 (TEL:055-233-1318)

(2) 申請書類の内容を当会及び山梨県会で確認次第、申請者宛に電話連絡します。

(3) 受付出来る段階になったら、登録手数料の50,000円を改めて「現金書留」にてご送付ください。**全ての必要書類が揃い、且つ登録手数料全額を当会及び山梨県会が受領した日を「受付日」といたします。**

3. 登録申請に関する問い合わせについて

登録申請に関してご不明な点がございましたら、当会登録課までお電話ください。

申請書類申込書

◎ 360円分の切手を添え、登録申請書類一式を申込みます。

住 所 〒 _____

氏 名 _____

電話番号 _____